

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
23 年－ 14 (23.11.24)	福祉保健	<p>「年金の受給資格期間を 10 年に短縮すること」を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 生活保護受給者が戦後最大の 205 万人になったと厚生労働省が発表した。内訳として、高齢者の受給者がふえたのが大きく影響したと説明された。働き口がなく、失業つづきのまま、年を取る人はどんどんふえている。一昨年の政府資料に「今後納付できる 70 才までの期間を納付しても、25 年に満たないため、無年金となる人は 118 万人」というのがある。もし「25 年」が各国なみに「10 年」であれば、無年金にならず、受給額の増加をもとめて納付意欲は高まり、年金財政を豊かにするはずである。 政府・与党は、今年 6 月「一体改革」をつくった。その中の「年金」に関する「改革」内容をみると、一定民意の反映部分もあるが、年金の受給開始年令を 70 才（または 68 才）というのがある。客観的に見て年金財政の内情は、支給年金額を減額せずに支給するとすれば、受給開始年令を延ばさざるを得ない状態にあり、政府寄りの学者からは「80 才」の声もあるほどである。しかしこんなことになれば、たとえ法により強制された制度であっても、保険料納付拒否の大波が起こるのは必定であるし、年金財政の維持も困難となり、「年金崩壊」の危険がある。 こうした状況になった原因は、社会経済情勢の変化に対応せず、独、佛、英などのようにたえず修正をして国民の信頼をつなぎ、保険料の納付意欲を維持、向上させていないからである。「25 年」を「10 年」に改善すれば、国民の納付意欲は確実に向上し、年金財政を暖めることになる。ただし、いつまでもぐずぐずしてはならず、大至急に修正、実施が求められる。 本県の県民所得に占める年金所得の割合は全国でも上位であり、そのことから緊急の重要課題である。</p> <p>▶陳情事項 年金制度の維持、改善のため、受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮する意見書を国に送付すること。</p>	全日本年金者組合鳥取県本部 執行委員長 増田 修治 （倉吉市福光 556）